

株 主 各 位

大阪市淀川区塚本1丁目15番27号

ダイヤモンド電機株式会社

代表取締役社長 小 野 有 理

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成30年6月21日（木曜日）午後5時45分までに到着するようにご返送頂きたいお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年6月22日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市住之江区南港北1丁目3番5号
大阪アカデミア 2階 グランドホール |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第79期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第3号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第4号議案 | 単独株式移転による純粋持株会社設立の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト アドレス <http://www.diaelec.co.jp/contents/ir/>

◎株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、お土産の配布は取りやめさせて頂いております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

・ 全般的概況

当連結会計年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）における世界経済は、北米の雇用情勢が良好なことから個人消費の改善が見られ、経済は堅調に推移しましたが、自動車販売台数が落ち込むなど、不透明な部分も見られます。一方、アジア経済は、中国の内需が堅調に推移していることから消費減速感が一段落し、タイ等のアセアン新興国の売上が回復基調にあり、好調に推移しました。また、国内では、設備投資は好調なものの、個人消費の伸びは鈍化しており、円高基調もあり、全体的に市場の伸び悩み感があります。このような状況の下、当社は、北米・アジアを中心に成長が見込める海外市場に重点を置き、売上拡大、調達及び生産の合理化に努めてまいりました。

当連結会計年度の売上高は、北米の自動車販売台数の落ち込みを受け、579億96百万円（前期比0.3%減）と減少したものの、経費削減の効果により、営業利益は24億39百万円（前期比6.4%増）、経常利益は23億13百万円（前期比4.6%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は10億19百万円（前期比39.2%増）となりました。なお、営業利益・経常利益は、過去最高益を更新いたしました。

・ 事業別概況

(自動車機器事業)

自動車機器事業は、アジアを中心とした海外市場が好調に推移したものの、北米での自動車販売不振の影響を吸収できず、売上高は415億11百万円（前期比2.7%減）となりました。利益面では、経費削減の効果により、売上高の減少幅を抑制し、セグメント利益は35億4百万円（前期比0.2%減）となりました。

(電子機器事業)

電子機器事業は、国内市場が好調に推移し、また、タイ・インド等のアセアン新興国市場において堅調に推移した結果、売上高は164億84百万円（前期比6.8%増）となりました。利益面では、欧州での採算悪化により、

セグメント利益は3億11百万円（前期比39.3%減）となりました。
（その他）

ダイヤモンドビジネス株式会社の行う物流事業等は、平成29年3月に撤退しております。前期の売上高は48百万円、セグメント損失は1億58百万円であります。なお、平成29年10月23日開催の取締役会において、ダイヤモンドビジネス株式会社の解散及び清算を決議しております。

事業区分別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高(百万円)	前期比増減(%)	構成比(%)
自動車機器（点火コイル他）	41,511	△2.7	71.6
電子機器（制御リレー他）	16,484	6.8	28.4
合 計	57,996	△0.3	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、新製品の受注に伴い、新機種・新加工方法対応への設備投資を中心に行い、生産の合理化と能力の増強を図りました。その結果、当連結会計年度の設備投資総額は、16億1百万円となりました。

主な設備投資の内訳は、米国の子会社及び国内本社の増産対応設備等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額45億円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末日における借入実行残高は25億20百万円であります。

また、当社は当連結会計年度の設備投資その他の所要資金調達のため、シンジケートローン総額50億円を組成しており、当連結会計年度末日における借入実行残高は43億75百万円であります。

（2）財産及び損益の状況

区 分	第 76 期 (平成27年3月期)	第 77 期 (平成28年3月期)	第 78 期 (平成29年3月期)	第 79 期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売 上 高 (百万円)	57,237	59,208	58,151	57,996
経 常 利 益 (百万円)	1,819	2,219	2,212	2,313
親会社株主に帰属する 当期純利益(△損失) (百万円)	558	△1,381	731	1,019
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	125.33	△398.30	203.22	282.58
総 資 産 (百万円)	34,085	31,500	34,591	34,783
純 資 産 (百万円)	10,150	7,238	7,868	7,390
1株当たり純資産額 (円)	2,367.51	1,558.13	1,730.99	2,016.34

（注）当社は、株式併合及び株式分割を行っており、この影響を考慮しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又は出資金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
新潟ダイヤモンド電子株式会社	80,000千円	直接 86.3%	自動車用電装品及び 電子機器の製造販売
Diamond Electric Mfg. Corporation (米 国)	30,450千米ドル	直接 100.0%	点火コイル等の製造販売
Diamond Electric Hungary Kft. (ハ ン ガ リ ー)	2,300千ユーロ	直接 100.0%	点火コイル等及び 電子機器の製造販売
金剛石電機(蘇州)有限公司 (中 華 人 民 共 和 国)	9,524千米ドル	直接 100.0%	点火コイル等の製造販売
金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司 (中 華 人 民 共 和 国)	600千米ドル	直接 81.0% (19.0)	点火コイル等及び 電子機器の販売
DE Diamond Electric India Private Limited (イ ン ド)	611,140千ルピー	直接 99.9% (0.1)	点火コイル等及び 電子機器の製造販売
Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. (タ イ)	85,000千タイバツ	直接 99.9%	点火コイル等の製造販売
Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. (タ イ)	222,250千タイバツ	直接 99.9%	点火コイル等及び 電子機器の製造販売
Diamond Electric Korea Co., Ltd. (韓 国)	700,000千ウォン	直接 100.0%	点火コイル等の販売
PT. Diamond Electric Indonesia (インドネシア)	1,200千米ドル	直接 98.3%	点火コイル等の販売
PT. Diamond Electric Mfg Indonesia (インドネシア)	3,500千米ドル	直接 98.6%	—

(注) DE Diamond Electric India Private Limited (インド)及び金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司(中華人民共和国)における当社の議決権比率の欄の()内には、間接所有割合を内数で記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、お客様第一主義を掲げ、お客様要求品質第一に徹し、人と社会を大切にすることを標榜した経営理念の下「先進エレクトロニクス技術を駆使して、もっといい車づくり、豊かな住まいづくりに貢献するグローバルシステムサプライヤー」を目指した事業活動を展開してまいります。

中長期的には、当社グループの主力事業は、グローバル化・ボーダレス化・エコ化に向けた技術革新の急速な進展、アジア等の新興国市場の内需による成長等の市場環境が大きく変化しており、これらに対応するため下記の事項を重点方針として取り組んでまいります。

① 収益構造の見直し

グローバル経済環境下に於いて継続的に利益が確保できる体制を構築するため、社長交代以降徹底して推し進めてきた経費節減の徹底及び浸透、在庫削減等による生産活動全体の最適化及び業務の効率化、地球環境を見据え乍らもそのことによって将来の収益を生み出す事業への種蒔き等を通じて収益力の強化を推進してまいります。

② グローバル対応力の強化

自動車メーカーのグローバル化は予想以上の進展を見せている中、中長期的にはアジアの新興国はコンパクトカーを中心としたモータリゼーション時代を迎えて引き続いて内需主導の成長が期待されます。このため、現地生産能力の拡充、材料・部品の現地調達率の引上げを図るとともに、グローバルでの生産の相互補完による収益確保を推進してまいります。

また、電子機器事業につきましても、アジアを中心とした新興国市場の成長を睨んで、インバータ技術を核として海外拠点を活用したビジネス展開を進めてまいります。

③ 省エネ技術の新製品の開発

自動車機器事業では「省燃費」、ホームエレクトロニクス関連の電子機器事業においては「省電力」をキーワードにエンジン制御の高度化、HVを含む自動車の各種制御に関する研究開発を進めるとともに、今後成長が見込まれるHEMS・VPP・ZEH市場を意識した住設向けパワーコンディショナ等の新製品の開発を積極的に推進してまいります。

④ コンプライアンス体制の強化

刷新された経営理念の下策定された経営計画書を憲法に、監査等委員会設置会社への移行、定期的なコンプライアンス委員会開催及びコンプライアンス研修、システム統制を含めた環境整備を推進し、内部統制の強化を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは主として下記の製品の製造及び販売を行っております。

① 自動車用点火コイル及び電装品

- ② 冷暖房用及び給湯用着火装置
- ③ 各種電子制御機器
- ④ パワーコンディショナ等太陽光発電関連製品

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社 大阪市淀川区
 営 業 所 浜松、関東（横浜）、宇都宮、豊田、久留米
 工 場 鳥取、三重松阪

② 子会社

新潟ダイヤモンド電子株式会社
 Diamond Electric Mfg. Corporation（米国）
 Diamond Electric Hungary Kft.（ハンガリー）
 金剛石電機（蘇州）有限公司（中華人民共和国）
 金剛石電機国際貿易（蘇州）有限公司（中華人民共和国）
 DE Diamond Electric India Private Limited（インド）
 Diamond Electric（Thailand）Co., Ltd.（タイ）
 Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd.（タイ）
 Diamond Electric Korea Co., Ltd.（韓国）
 PT. Diamond Electric Indonesia（インドネシア）
 PT. Diamond Electric Mfg Indonesia（インドネシア）

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,203（487）名	69名増（34名増）

（注）使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,552百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,311
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,227
株 式 会 社 鳥 取 銀 行	1,900

（注）平成30年4月1日付で株式会社三菱東京UFJ銀行は、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年6月23日開催の第78回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 普通株式 7,300,000株

(注) 平成29年6月23日開催の第78期定時株主総会決議により、平成29年10月1日を効力発生日とする株式併合（普通株式5株を1株に併合）を実施いたしました。これにより、発行可能株式総数は29,200,000株減少し、7,300,000株となっております。

② 発行済株式の総数 普通株式 1,829,880株

(注) 平成29年6月23日開催の第78期定時株主総会決議により、平成29年10月1日を効力発生日とする株式併合（普通株式5株を1株に併合）を実施いたしました。これにより、発行済株式総数は7,319,520株減少し、1,829,880株となっております。

③ 株主数 普通株式 944名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	200,058株	11.1%
池 永 重 彦	182,725株	10.1%
ダイヤモンド電機取引先持株会	160,000株	8.9%
池 永 辰 朗	128,700株	7.1%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	102,400株	5.7%
豊 栄 産 業 株 式 会 社	77,500株	4.3%
池 永 悦 治	54,200株	3.0%
ダイヤモンド電機社員持株会	52,057株	2.9%
第一生命保険株式会社	48,000株	2.7%
株式会社三井住友銀行	40,120株	2.2%

(注) 1. 持株比率は自己株式（25,758株）を控除して計算しております。

2. 平成29年6月23日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付でA種優先株式の全部の取得及び消却を行いました。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成30年2月26日開催の取締役会において、平成30年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割することを決議し、当社定款を変更しました。

これにより、発行可能株式総数は14,600,000株に、発行済株式の総数は3,659,760株となりました。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発 行 決 議 日		第 1 回新株予約権
新 株 予 約 権 の 数		平成29年 6 月23 日
新株予約権の目的となる株式の種類と数		108個
新株予約権の払込金額		普通株式 43,200株 (新株予約権 1 個につき400株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
権 利 行 使 期 間		新株予約権 1 個当たり 400円 (1 株当たり 1 円)
行 使 の 条 件		平成31年 7 月11日から 平成36年 7 月10日まで
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	新株予約権の数 93個 目的となる株式数 37,200株 保有者数 3 名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1 名

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合は地位喪失後12カ月以内（ただし、権利行使期間内に限る）に限り権利行使をなしうるものとする。
新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 平成29年10月 1 日付で行った当社普通株式 5 株を 1 株とする株式併合及び平成30年 4 月 1 日付で行った当社普通株式 1 株を 2 株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発 行 決 議 日		平成29年6月23日
新 株 予 約 権 の 数		62個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 24,800株 (新株予約権1個につき400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 400円 (1株当たり1円)
権 利 行 使 期 間		平成31年7月11日から 平成36年7月10日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
使用人等への 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 62個 目的となる株式数 24,800株 交付者数 6名

(注) 1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合は地位喪失後12カ月以内（ただし、権利行使期間内に限る）に限り権利行使をなしうるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

2. 平成29年10月1日付で行った当社普通株式5株を1株とする株式併合及び平成30年4月1日付で行った当社普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (平成30年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長CEO 兼 グループCEO 取締役専務執行役員COO	小野 有理 前田 真澄	新潟ダイヤモンド電子株式会社取締役 株式会社リヴルクス取締役
取締役常務執行役員CCO	長谷川 純	内 部 統 制 担 当 新潟ダイヤモンド電子株式会社監査役 株式会社リヴルクス監査役
取締役(監査等委員・常勤) 取締役(監査等委員)	入江 正孝 吉田 夢佳志	大東プレス工業株式会社代表取締役会長 一般社団法人日本自動車部品工業会副会長兼関西支部長 一般社団法人大阪金属プレス工業会相談役
取締役(監査等委員)	岡本 岳	岡本・豊永法律事務所共同パートナー パイオ・サイト・キャピタル株式会社社外取締役
取締役(監査等委員)	古川 雅和	

- (注) 1. 当社は、平成29年6月23日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 取締役(監査等委員)吉田夢佳志氏、岡本岳氏、古川雅和氏は、社外取締役であります。なお、吉田夢佳志氏及び岡本岳氏の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はございません。
3. 取締役(監査等委員)古川雅和氏は、銀行において長年金融業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員)吉田夢佳志氏、岡本岳氏、古川雅和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 取締役(監査等委員)入江正孝氏、吉田夢佳志氏、岡本岳氏、古川雅和氏は平成29年6月23日付で新たに選任され、就任しております。
6. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、入江正孝氏を常勤の監査等委員として選定しております。

7. 平成30年4月1日時点における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

なお、当社は委任型執行役員制度を導入しております。

常務執行役員 徳原 英真	常務執行役員CFO (Chief Financial Officer) 徳原公認会計士税理士オフィス代表 金剛石電機(蘇州)有限公司董事長 金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司董事長 DE Diamond Electric India Private Limited取締役 Diamond Electric Korea Co., Ltd. 監事 PT. Diamond Electric Indonesia コミッショナー Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd. Director Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. Director
常務執行役員 西川 勇介	常務執行役員CIO (Chief Information Officer) CMO (Chief Marketing Officer) Diamond Electric Mfg. Corporation 取締役 Diamond Electric Hungary Kft. 取締役 Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd. Director
常務執行役員 森 信太郎	常務執行役員CTO (Chief Technology Officer)
執行役員 山本 英治	執行役員 工場 長
執行役員 森下 浩二	執行役員 営業 本 部 長 Diamond Electric Mfg. Corporation 取締役 PT. Diamond Electric Indonesia 取締役
執行役員 阿部 賢一郎	執行役員CQO (Chief Quality Officer) 品質 保 証 本 部 長
執行役員 植嶋 寛一	執行役員 統 括 工 場 長 海外 事 業 統 括 本 部 長 Diamond Electric Mfg. Corporation 取締役 Diamond Electric Hungary Kft. 取締役 PT. Diamond Electric Indonesia Director
執行役員 遠藤 伸	執行役員 調 達 本 部 長
技 監 吉川 雅一	技 術 品 質 技 監

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (2)	98百万円 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	28 (14)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (2)	5 (2)
合 計 （うち社外役員）	12 (7)	132 (20)

(注) 1. 上記には平成29年6月23日開催の第78回定時株主総会終結の時を持って退任した取締役2名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含んでおりません。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

1) 取締役監査等委員 吉田夢佳志氏

当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催(平成29年6月23日就任以降)の取締役会13回のうち8回に出席し、議案及び審議に関し、企業経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。また、当事業年度開催(平成29年6月23日就任以降)の監査等委員会13回のうち8回に出席し、当社の内部監査及び経理システムについて、適宜、必要な発言を行っております。

2) 取締役監査等委員 岡本岳氏

当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催(平成29年6月23日就任以降)の取締役会13回全てに出席し、議案及び審議に関し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度開催(平成29年6月23日就任以降)の監査等委員会13回全てに出席し、当社の内部監査及び経理システムについて、適宜、必要な発言を行っております。

3) 取締役監査等委員 古川雅和氏

当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催(平成29年6月23日就任以降)の取締役会13回全てに出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適法性確保の観点から発言を行っております。また、当事業年度開催(平成29年6月23日就任以降)の監査等委員会13回全てに出席し、当社の内部監査及び経理システムについて、適宜、必要な発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(監査等委員)吉田夢佳志氏、岡本岳氏、古川雅和氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	79百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社である金剛石電機（蘇州）有限公司（中華人民共和国）、DE Diamond Electric India Private Limited（インド）、金剛石電機国際貿易（蘇州）有限公司（中華人民共和国）、Diamond Electric (Thailand) Co., Ltd.（タイ）、PT. Diamond Electric Indonesia（インドネシア）、PT. Diamond Electric Mfg Indonesia（インドネシア）、Diamond Electric Asia Pacific Co., Ltd.（タイ）は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当し、解任が相当と判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、職務執行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が株主総会に提出いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

①取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、職務の執行状況が法令及び定款に適合しているかを監督する。また、監査等委員会は、取締役及び執行役員の職務執行を監督するとともに、内部監査部門を通じてグループ会社の業務内容や財政状態を監査する。
- 2) 当社及び当社子会社の社は並びに経営理念及び経営計画書を制定し、適切な職務執行に際して守るべき規範とし、社内及び各拠点で周知を図り、グループ横断的に企業倫理規範の実践に取り組む。
- 3) コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、コンプライアンス規定を作成し、常に法令遵守を意識した職務執行に努める。また、内部通報規程を作成し、当社及び当社子会社の従業員等からの組織的又は個人的な法令違反等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めるところにより、不正行為等の早期発見と是正を図る。
- 4) 財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制に関して基本方針を策定し、これに基づく業務の仕組みの構築、改善を進めるとともに、その運用状況を定期的に評価する仕組みの維持改善を行う。
- 5) 内部監査部門が、品質・環境関係を含む業務全般を対象として、法令・定款・社内規定の遵守状況を監査する。
- 6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、これらの反社会勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理（電磁的記録を含む）につき、稟議・申請規定及び文書管理規定に従い、適切に処理する。
- 2) また、情報管理規定に基づき、情報セキュリティの管理体制を明確化するとともに、電子情報セキュリティに関する規定を作成し、情報を適切に管理及び保管することで、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
- 3) 取締役、監査等委員会及び内部監査部門は、いつでも当該情報を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

グローバル化の進展に伴い、当社の経営成績等に影響を及ぼす事業上場のリスクが多様化・複雑化している点を踏まえて、リスク管理規定を制定する。それに基づき、リスクに関する把握・分析・対応方法について文書化し、定期的な見直しを行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 定例取締役会を毎月開催する。また、中期計画及び年度方針について進捗管理するために、子会社及び各拠点から月次報告や週間報告書で状況を報告する。
- 2) 委託型執行役員制度を導入し、取締役会は、経営の基本方針の決定と業務執行を監督する機関として機能させる。
- 3) 取締役会規程や執行役員会規定の改正により、経営と業務執行を分離する執行役員制を強化する。また、職務権限規定の見直しにより、職位に応じた権限と責任の明確化を図る。
- 4) 関係会社管理規程及び職務権限規定に基づき、当社子会社においても職位に応じて権限と責任に見合う職務の執行を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 経営理念及び経営計画書に沿って子会社関連の基準類の見直しを行う。
- 2) 当社事業に関して、年度計画を定め、海外子会社を含めて定期的な検討会を開催する。また、全拠点に対して業務監査を実施する。
- 3) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を強化する。関係会社管理規程に基づき、当社子会社の責任者は、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を当社に対して行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、及びその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する支持の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、社内規定に基づき、監査等委員会付スタッフを置くこととし、当該スタッフの人事及び評価については、監査等委員会の意見を尊重するなど、取締役会の独立性の確保及び当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は、定期的に、また必要に応じて取締役から報告を求めることができる。
 - 2) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、上記の求めに応じ報告を行うとともに、必要な情報提供を行う。
 - 3) 取締役会の他重要会議に出席する機会を確保するとともに、必要に応じて各種議事録、決裁書類をいつでも閲覧できるものとする。
 - 4) 当社は、監査等委員会に報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査部門等から監査結果についての報告を受け、必要に応じて調査を求め、具体的な指示を出すなど日常的かつ機動的な連携を図ることで、内部監査部門等と緊密な連携が保持される体制を整備する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- ① 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 定例取締役会及び臨時取締役会を開催する。また、定期的に全拠点監査を行う。コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス遵守に向けた取り組みを協議する。外部弁護士及び法務部を窓口とする内部通報制度を導入し、通報者の保護を図る。監査部門は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針の運用状況を定期的に評価し、モニタリングする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 社内の情報システム上で、取締役が稟議並びに申請に関して必要な決済を行う体制を構築し、その情報を管理している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- リスクの監視項目について、取締役会で定期的に報告されている。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 定例取締役会において、中期計画や年度計画の進捗状況を確認する。執行役員会が定期的に開催され、職務権限規定及び関連会社管理規程に従い、

各拠点において業務執行が行われている。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
週次報告書及び月次報告書で各拠点から報告が上がってくる体制をとり、取締役会で情報が共有されている。また、指導強化のために海外を含めた各拠点に専任スタッフを配置している。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、及びその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する支持の実効性の確保に関する事項
監査等委員会付スタッフが配置されている。
- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報規程で内部通報者に対して不当な扱いをしないことを明記し、窓口の連絡先を記載したカードを全社員に配布し、説明会を開催して内部通報システムを周知する。必要に応じて、コンプライアンス研修を行う。

~~~~~  
(注) 本事業報告の中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 科 目       | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
|-----------|--------|---------------|--------|
| (資産の部)    |        | (負債の部)        |        |
| 流動資産      | 22,801 | 流動負債          | 19,631 |
| 現金及び預金    | 6,315  | 支払手形及び買掛金     | 8,483  |
| 受取手形及び売掛金 | 8,379  | 電子記録債務        | 1,669  |
| 電子記録債権    | 239    | 短期借入金         | 4,131  |
| 商品及び製品    | 2,235  | 1年内償還予定の社債    | 30     |
| 仕掛品       | 397    | 1年内返済予定の長期借入金 | 925    |
| 原材料及び貯蔵品  | 3,594  | リース債務         | 178    |
| 繰延税金資産    | 93     | 未払金           | 2,868  |
| その他       | 1,553  | 未払法人税等        | 105    |
| 貸倒引当金     | △8     | 賞与引当金         | 535    |
| 固定資産      | 11,982 | その他の他         | 703    |
| 有形固定資産    | 10,221 | 固定負債          | 7,761  |
| 建物及び構築物   | 2,516  | 社債            | 90     |
| 機械装置及び運搬具 | 4,109  | 長期借入金         | 6,582  |
| 土地        | 2,222  | リース債務         | 158    |
| 建設仮勘定     | 814    | 長期未払金         | 22     |
| その他       | 557    | 退職給付に係る負債     | 272    |
| 無形固定資産    | 146    | 資産除去債務        | 109    |
| 投資その他の資産  | 1,614  | 繰延税金負債        | 508    |
| 投資有価証券    | 701    | その他の他         | 18     |
| 関係会社株式    | 10     | 負債合計          | 27,393 |
| 長期貸付金     | 2      | (純資産の部)       |        |
| 繰延税金資産    | 354    | 株主資本          | 7,297  |
| 退職給付に係る資産 | 454    | 資本金           | 2,190  |
| その他       | 90     | 資本剰余金         | 3,688  |
| 資産合計      | 34,783 | 利益剰余金         | 1,480  |
|           |        | 自己株式          | △61    |
|           |        | その他の包括利益累計額   | △21    |
|           |        | その他有価証券評価差額金  | 57     |
|           |        | 為替換算調整勘定      | △130   |
|           |        | 退職給付に係る調整累計額  | 51     |
|           |        | 新株予約権         | 27     |
|           |        | 非支配株主持分       | 86     |
|           |        | 純資産合計         | 7,390  |
|           |        | 負債・純資産合計      | 34,783 |

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 |        |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 57,996 |
| 売上原価            |     | 47,713 |
| 売上総利益           |     | 10,282 |
| 販売費及び一般管理費      |     | 7,843  |
| 営業利益            |     | 2,439  |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息            | 30  |        |
| 受取配当金           | 13  |        |
| 補助金収入           | 35  |        |
| 受取補償金           | 45  |        |
| その他の            | 35  | 161    |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 107 |        |
| 為替差損            | 72  |        |
| 支払手数料           | 101 |        |
| その他の            | 4   | 287    |
| 経常利益            |     | 2,313  |
| 特別利益            |     |        |
| 固定資産売却益         | 4   |        |
| 投資有価証券売却益       | 0   | 4      |
| 特別損失            |     |        |
| 固定資産売却損         | 0   |        |
| 固定資産除却損         | 32  |        |
| 減損損失            | 227 |        |
| 独禁法関連損失         | 19  | 280    |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 2,037  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 547 |        |
| 法人税等調整額         | 464 | 1,011  |
| 当期純利益           |     | 1,026  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | 7      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 1,019  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成29年4月1日 残高              | 2,190   | 5,277     | 461       | △68     | 7,860       |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |         |             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |           | 1,019     |         | 1,019       |
| 剰余金の配当                    |         | △53       |           |         | △53         |
| 自己株式の取得                   |         |           |           | △1,536  | △1,536      |
| 自己株式の消却                   |         | △1,535    |           | 1,535   | -           |
| 自己株式の処分                   |         | △0        |           | 8       | 8           |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | -       | △1,589    | 1,019     | 7       | △562        |
| 平成30年3月31日 残高             | 2,190   | 3,688     | 1,480     | △61     | 7,297       |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |              |               | 新 予 約 株 権 | 非 支 配 株 主 持 分 | 純 資 産 計 |
|---------------------------|-----------------------|----------|--------------|---------------|-----------|---------------|---------|
|                           | その他有価証券評価差額金          | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |           |               |         |
| 平成29年4月1日 残高              | 43                    | △136     | 20           | △72           | -         | 80            | 7,868   |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |          |              |               |           |               |         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                       |          |              |               |           |               | 1,019   |
| 剰余金の配当                    |                       |          |              |               |           |               | △53     |
| 自己株式の取得                   |                       |          |              |               |           |               | △1,536  |
| 自己株式の消却                   |                       |          |              |               |           |               | -       |
| 自己株式の処分                   |                       |          |              |               |           |               | 8       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 14                    | 6        | 30           | 50            | 27        | 6             | 84      |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 14                    | 6        | 30           | 50            | 27        | 6             | △478    |
| 平成30年3月31日 残高             | 57                    | △130     | 51           | △21           | 27        | 86            | 7,390   |

# 貸 借 対 照 表

(平成30年 3月31日現在)

(単位:百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |               | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>9,950</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>11,857</b> |
| 現 金 及 び 預 金        | 2,088         | 支 払 手 形                | 608           |
| 受 取 手 形            | 109           | 買 掛 金                  | 4,368         |
| 電 子 記 録 債 権        | 239           | 短 期 借 入 金              | 2,870         |
| 売 掛 金              | 3,862         | 1年内返済予定の長期借入金          | 816           |
| 商 品 及 び 製 品        | 395           | リ ー ス 債 務              | 48            |
| 仕 掛 品              | 105           | 未 払 金                  | 2,474         |
| 原材料及び貯蔵品           | 1,178         | 未 払 費 用                | 82            |
| 前 渡 金              | 2             | 未 払 法 人 税 等            | 37            |
| 前 払 費 用            | 62            | 預 り 金                  | 72            |
| 未 収 入 金            | 1,103         | 賞 与 引 当 金              | 416           |
| 立 替 金              | 325           | そ の 他                  | 63            |
| 関係会社短期貸付金          | 780           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>6,888</b>  |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金  | 469           | 長 期 借 入 金              | 6,525         |
| そ の 他              | 18            | リ ー ス 債 務              | 75            |
| 貸 倒 引 当 金          | △790          | 繰 延 税 金 負 債            | 161           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>11,955</b> | 資 産 除 去 債 務            | 109           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>3,353</b>  | 長 期 未 払 金              | 15            |
| 建 築 物              | 702           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>18,745</b> |
| 構 築 物              | 15            | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |               |
| 機 械 及 び 装 置        | 1,067         | <b>株 主 資 本</b>         | <b>3,075</b>  |
| 車 両 運 搬 具          | 3             | 資 本 金                  | 2,190         |
| 工具、器具及び備品          | 67            | 資 本 剰 余 金              | 3,687         |
| 土 地                | 1,286         | その他資本剰余金               | 3,687         |
| 建 設 仮 勘 定          | 209           | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>△2,740</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>65</b>     | 利 益 準 備 金              | 141           |
| 借 地 権              | 5             | その他利益剰余金               | △2,881        |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 58            | 繰越利益剰余金                | △2,881        |
| ソフトウェア仮勘定          | 1             | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△61</b>    |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>8,536</b>  | <b>評価・換算差額等</b>        | <b>57</b>     |
| 投 資 有 価 証 券        | 701           | その他有価証券評価差額金           | 57            |
| 関係会社株式             | 5,924         | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>27</b>     |
| 出 資 金              | 15            | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>3,161</b>  |
| 関係会社出資金            | 1,097         | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>21,906</b> |
| 関係会社長期貸付金          | 397           |                        |               |
| 前 払 年 金 費 用        | 381           |                        |               |
| そ の 他              | 18            |                        |               |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>21,906</b> |                        |               |

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                   |     | 23,805 |
| 売 上 原 価                 |     | 19,359 |
| 売 上 総 利 益               |     | 4,445  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     | 4,812  |
| 営 業 損 失                 |     | 367    |
| 営 業 外 収 益               |     |        |
| 受 取 利 息                 | 22  |        |
| 受 取 配 当 金               | 111 |        |
| 為 替 差 益                 | 19  |        |
| 受 取 補 償 金               | 37  |        |
| そ の 他                   | 41  | 232    |
| 営 業 外 費 用               |     |        |
| 支 払 利 息                 | 45  |        |
| 支 払 手 数 料               | 101 |        |
| そ の 他                   | 4   | 152    |
| 経 常 損 失                 |     | 286    |
| 特 別 利 益                 |     |        |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 0   |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 0   |        |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 14  | 15     |
| 特 別 損 失                 |     |        |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 0   |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 27  |        |
| 減 損 損 失                 | 160 |        |
| 独 禁 法 関 連 損 失           | 19  | 207    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |     | 479    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 89  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 0   | 90     |
| 当 期 純 損 失               |     | 569    |

# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |               |             |           |                        |             |
|-----------------------------|---------|-----------|---------------|-------------|-----------|------------------------|-------------|
|                             | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |               |             | 利 益 剰 余 金 |                        |             |
|                             |         | 資本準備金     | その他の<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他の利益<br>剰余金<br>繰越利益金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 平成29年4月1日 残高                | 2,190   | 3,882     | 1,393         | 5,276       | 141       | △2,311                 | △2,170      |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |               |             |           |                        |             |
| 当期純損失                       |         |           |               |             |           | △569                   | △569        |
| 剰余金の配当                      |         |           | △53           | △53         |           |                        |             |
| 自己株式の取得                     |         |           |               |             |           |                        |             |
| 自己株式の消却                     |         |           | △1,535        | △1,535      |           |                        |             |
| 自己株式の処分                     |         |           | △0            | △0          |           |                        |             |
| 準備金から剰余金への振替                |         | △3,882    | 3,882         | -           |           |                        |             |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |         |           |               |             |           |                        |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | △3,882    | 2,293         | △1,589      | -         | △569                   | △569        |
| 平成30年3月31日 残高               | 2,190   | -         | 3,687         | 3,687       | 141       | △2,881                 | △2,740      |

|                             | 株 主 資 本 |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |             |                | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>合 計 |
|-----------------------------|---------|------------|------------------|-------------|----------------|--------------|--------------|
|                             | 自己株式    | 株主資本<br>合計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |              |              |
| 平成29年4月1日 残高                | △68     | 5,226      | 43               | 2           | 45             | -            | 5,272        |
| 事業年度中の変動額                   |         |            |                  |             |                |              |              |
| 当期純損失                       |         | △569       |                  |             |                |              | △569         |
| 剰余金の配当                      |         | △53        |                  |             |                |              | △53          |
| 自己株式の取得                     | △1,536  | △1,536     |                  |             |                |              | △1,536       |
| 自己株式の消却                     | 1,535   | -          |                  |             |                |              | -            |
| 自己株式の処分                     | 8       | 8          |                  |             |                |              | 8            |
| 準備金から剰余金への振替                |         | -          |                  |             |                |              | -            |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |         |            | 14               | △2          | 12             | 27           | 39           |
| 事業年度中の変動額合計                 | 7       | △2,151     | 14               | △2          | 12             | 27           | △2,111       |
| 平成30年3月31日 残高               | △61     | 3,075      | 57               | -           | 57             | 27           | 3,161        |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年 5月18日

ダイヤモンド電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 竹 内 毅 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 堀 内 計 尚 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイヤモンド電機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイヤモンド電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 5月18日

ダイヤモンド電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 竹 内 毅 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 堀 内 計 尚 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイヤモンド電機株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 5月21日

ダイヤモンド電機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 入江 正孝 (印)

監査等委員 吉田 夢佳志 (印)

監査等委員 岡本 岳 (印)

監査等委員 古川 雅和 (印)

(注) 監査等委員 吉田 夢佳志、岡本 岳、及び古川 雅和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への還元については、長期的視点に立って企業体質の一層の強化及び将来の成長分野への投資のために必要な内部留保を確保し、安定配当の維持と向上を図ることを基本方針としております。

当期におきましては、今後の経営環境の見通し等から、引き続き内部留保の確保が経営の最優先課題と位置づけ取組んでおりますが、将来に向けた一定の利益を確保できる体制が整ったこと、さらに今後の業績及び事業展開等を総合的に検討した結果、株主の皆様への還元を図るべく、当期の期末配当につきましては、当社が昨年4月に創業80周年を迎えましたことを勘案し、1株につき25円の記念配当をさせて頂きたく存じます。

#### (1) 配当財産の種類 金銭

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 |             |
| 当社普通株式1株につき              | 金25円00銭     |
| 配当総額                     | 45,103,050円 |

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年6月25日

#### (4) その他 配当原資につきましては、資本剰余金を予定しております。

**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏（生 年 月 日）                                                                                                                                                                                                                      | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当                                                                                                                     | 所有する当社の株<br>式 の 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | お の ゆう り<br>小 野 有 理<br>(昭和49年11月3日生)                                                                                                                                                                                                       | 平成17年5月 ユーリズムコンサルティング<br>代表<br>平成27年4月 NST株式会社代表取締役社長<br>平成28年6月 当社代表取締役社長<br>平成28年10月 当社代表取締役社長 CEO<br>平成29年6月 当社代表取締役社長 CEO 兼 グ<br>ループCEO（現任） | 3,600株            |
|            | <b>【重要な兼職の状況】</b><br>なし<br>※ユーリズムコンサルティング代表及び、NST株式会社代表取締役社長は、<br>平成29年6月1日以前に終了あるいは退任いたしました。<br><b>【選任理由】</b><br>同氏は、経営コンサルタントとしての豊富な経験と実績を有し、当業界にも精通しております。今後も経営基盤の強化及び持続的な成長を遂げるうえで、その豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップが欠かせないことから、引き続き取締役候補者となりました。 |                                                                                                                                                 |                   |

- (注) 1. 小野有理氏の当社取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
2. 小野有理氏の所有する当社の株式の数は、平成30年4月1日付で実施した株式分割前の当期末（平成30年3月31日）現在の株式数を記載しております。
3. 小野有理氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 第4号議案が承認された場合、小野有理氏は、株式移転により新設される完全親会社の取締役（監査等委員である取締役でない取締役）を兼務することとなります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                             | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                | 略歴、当社における地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株<br>式 の 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                                     | まえ た ま すみ<br>前 田 真 澄<br>(昭和29年7月13日生) | 昭和48年3月 当社入社<br>平成7年2月 取締役<br>平成9年6月 取締役 電子機器事業部長<br>平成11年4月 常務取締役 電子機器事業部長<br>平成19年4月 常務取締役執行役員 営業副本<br>部長（兼）技術副本部長<br>平成20年4月 常務取締役執行役員 電子機器<br>事業本部長<br>平成25年4月 常務取締役執行役員総務本部<br>長（兼）企画/広報/法務/TQM管<br>掌<br>平成26年6月 顧問<br>平成28年6月 専務取締役<br>平成29年6月 取締役 専務執行役員 COO（現<br>任） | 7,000株            |
| <p>【重要な兼職の状況】<br/>新潟ダイヤモンド電子株式会社 取締役<br/>株式会社リヴェルクス 取締役</p> <p>【選任理由】<br/>同氏は、長年にわたり当社の電子機器事業において、担当取締役として事業の発展に寄与するとともに、全社的なTQM及び品質管理全体のマネジメントに関する高い見識を有することから、引き続き取締役候補者となりました。</p> |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                   |

- (注) 1. 前田真澄氏の当社取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となり、通算の在任期間は22年となります。
2. 前田真澄氏の所有する当社の株式の数は、平成30年4月1日付で実施した株式分割前の当期末（平成30年3月31日）現在の株式数を記載しております。
3. 前田真澄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 第4号議案が承認された場合、前田真澄氏は、株式移転により新設される完全親会社の取締役（監査等委員である取締役でない取締役）を兼務することとなります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                    | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                | 略歴、当社における地位及び担当                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株<br>式 の 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                            | は せ がわ じゅん<br>長 谷 川 純<br>(昭和35年4月6日生) | 平成元年4月 日本生命保険相互会社入社<br>平成5年9月 産興運輸株式会社入社<br>平成11年6月 ミドリ電化株式会社入社<br>平成13年3月 当社入社<br>平成20年4月 総務部長<br>平成26年4月 管理本部副本部長（兼）総務労<br>安部長<br>平成26年10月 監査室長<br>平成28年6月 常務取締役<br>平成29年4月 常務取締役 国内関係会社及び<br>内部統制担当<br>平成30年4月 取締役 常務執行役員CCO及び<br>内部統制担当（現任） | 600株              |
| <b>【重要な兼職の状況】</b><br>新潟ダイヤモンド電子株式会社 監査役<br>株式会社リヴルクス 監査役<br><b>【選任理由】</b><br>同氏は入社以来、主に管理本部において総務部長、管理副本部長等を、また監査室長を歴任し、管理業務全般に高い見識を有することから、引き続き取締役候補者としました。 |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                 |                   |

- (注) 1. 長谷川純氏の当社取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
2. 長谷川純氏の所有する当社の株式の数は、平成30年4月1日付で実施した株式分割前の当期末（平成30年3月31日）現在の株式数を記載しております。
3. 長谷川純氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 第4号議案が承認された場合、長谷川純氏は、株式移転により新設される完全親会社の取締役（監査等委員である取締役でない取締役）を兼務することとなります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに仰星監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

監査等委員会が有限責任 あずさ監査法人に代えて、仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社が定める会計監査人の評価基準及び選定基準に照らし、複数の会計監査人を対象に検討してまいりました。その結果、会計監査人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、品質管理体制等を総合的に勘案し、仰星監査法人が適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。 平成30年3月31日現在

|       |                                                                                                                                                                            |                                                                                                        |                                              |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 名 称   | 仰星監査法人                                                                                                                                                                     |                                                                                                        |                                              |
| 事 務 所 | <div>&lt;主たる事務所&gt;<br/>東京都千代田区九段南三丁目3番6号麹町ビル</div> <div>&lt;従たる事務所&gt;<br/>大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング<br/>愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号名古屋クロスコートタワー<br/>石川県金沢市兼六元町11番25号</div> |                                                                                                        |                                              |
| 沿 革   | 平成2年9月<br>平成11年10月<br>平成18年10月<br>平成23年7月<br>平成26年7月                                                                                                                       | 北斗監査法人設立<br>東京赤坂監査法人と合併、東京北斗監査法人に名称変更<br>監査法人芹沢会計事務所と合併、仰星監査法人に名称変更<br>明澄監査法人と合併<br>明和監査法人と合併<br>現在に至る |                                              |
| 概 要   | <div>&lt;出資金&gt;<br/>&lt;構成人員&gt;</div>                                                                                                                                    | 142,000千円<br>社員（公認会計士）<br>職員（公認会計士）<br>（試験合格者）<br>（その他）<br>計                                           | 41名（うち代表社員20名）<br>144名<br>47名<br>33名<br>265名 |
| 国際業務  | Nexia International（ネクシア・インターナショナル）に加盟                                                                                                                                     |                                                                                                        |                                              |
| 関与会社  | 319社                                                                                                                                                                       |                                                                                                        |                                              |

#### 第4号議案 単独株式移転による純粋持株会社設立の件

当社は、平成30年10月1日（予定）を期日として、当社の単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、純粋持株会社（完全親会社）である「ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、平成30年5月21日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

##### 1. 株式移転を行う理由および目的その他

###### （1）理由

当社グループは、主力のガソリンエンジン用点火コイルなどの製造販売を行う「自動車機器事業」とファンヒータ、エアコン、住設用などの電子制御基板や電子着火装置及びパワーコンディショナ等の太陽光発電関連製品の製造販売を行う「電子機器事業」を行っています。

昨今の当社グループを取り囲むマーケティング環境は、自動車業界におけるEV（Electric Vehicle）シフトの動きやハイブリッド車などの電動化に向けた技術革新が進んでおります。同じく車載電装や家電業界においてもIoT（Internet of Things）や持続可能な社会の実現に向け、省電力といったエネルギー変換効率追求に加え、小型化、薄型化、軽量化などの高付加価値ニーズが高まっております。

このような市場環境に対応すべく、当社では、2017年4月に新たな中期経営計画“DSA2021”（Diamond Shine Again）をスタートさせ、2021年度には売上高を1,000億円、営業利益率6％に引き上げることが目標としており、既存のお客様のご要望にお応えし続けるとともに、新たなニーズを掘り起こし新規領域での早期事業化を推進しております。

この取り組みをさらに加速させ、迅速、果敢な意思決定による事業展開と、お客様第一を標榜する経営理念に基づいた戦略を推進する必要があります。これを実現する上で持株会社体制に移行することが効果的であると判断しました。なお、ガバナンス強化の観点からも「経営監督・グループ戦略統括機能」と「業務執行機能」を分離する持株会社体制は適していると考えております。

## (2) 目的

当社が今後の成長戦略を支える経営体制として持株会社に移行する目的は次のとおりであります。

### ①スピード経営とポートフォリオ経営の推進

当社グループの全体戦略と、各グループ会社の事業領域における業務執行の意思決定を分離することにより、当社グループ全体の経営効率と意思決定のスピード化を実現させていきます。

また、M&Aを含む新規事業展開、エネルギー変換効率の追究を軸とした技術開発機能やグループ内経営資源の配分を最適化するための機能を強化することで、ポートフォリオ経営を推進していきます。

### ②チャレンジ志向とお客様ニーズ即応型組織の構築

持株会社の的確な管理・監督の下、各グループ会社においては市場環境にマッチした事業戦略の推進を図るため、“DSA2021”で掲げる目標達成に向け果敢にチャレンジ志向するお客様ニーズ即応型の組織体制を構築しグループ全体の成長を牽引していきます。

### ③優秀な人材の確保、育成による経営基盤の強化

当社グループの成長においては、優秀な人材の確保と育成は重要な経営課題であります。持株会社化により、経営責任が明確となったグループ会社においては、成長戦略を実現するためにも専門的な人材確保とともに、経営推進のためのリーダー人材の確保や育成を推進し経営基盤を強化していきます。

## (3) ガバナンス体制

新たに設立される持株会社は、ガバナンス強化の観点から統制形態を監査等委員会設置会社といたします。設立当初の役員体制につきましては、取締役7名、そのうち、一般株主の皆様と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を3名(取締役総数の43%)とし、取締役会の監督機能の強化を図ってまいります。

## (4) 役員報酬

持株会社の役員報酬体系につきましては、基本報酬、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)制度、賞与で構成されます。ストックオプション制度の対象者は、取締役(監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。)並びに執行役員とし、報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気の向上を図ります。なお、持株会社に加え、当社ダイヤモンド

電機株式会社の本部長ならびに本部長ほかを対象者として本制度の導入を予定しております。

持株会社の役員報酬の上限につきましては、持株会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの基本報酬と賞与を合わせた金銭報酬を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額５億円以内とし、監査等委員である取締役については、年額７千万円以内といたします。具体的な配分につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役に、監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議にそれぞれ一任願います。

#### （５）持株会社の新規上場に関する取扱い

当社は、新たに設立する持株会社の株式について、東京証券取引所市場第二部への新規上場（テクニカル上場）を申請する予定であり、上場日は、平成30年10月1日を予定しております。また、当社は、本株式移転により持株会社の完全子会社となりますので、持株会社の上場に先立ち、当社株式は平成30年9月26日に上場廃止となる予定です。

なお、上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に基づき決定されるため、変更される可能性があります。

## ２．株式移転計画の内容

次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

### 株 式 移 転 計 画 書

ダイヤモンド電機株式会社（以下、「甲」という。）は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下、「乙」という。）を設立するための株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行うに当たり、次のとおり株式移転計画（以下、「本計画」という。）を定める。

第１条（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

- １．乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙1「ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社定款」第2条の記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社とし、英文では、DIAMOND ELECTRIC HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、大阪市とし、本店の所在場所は、大阪市淀川区塚本一丁目15番27号とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、1,460万株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

第2条（乙の設立時取締役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称）

1. 乙の設立時取締役（監査等委員である者を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役 小野 有理

取締役 前田 真澄

取締役 長谷川 純

2. 乙の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役 入江 正孝

取締役（社外取締役） 吉田 隆司

取締役（社外取締役） 岡本 岳

取締役（社外取締役） 古川 雅和

3. 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

仰星監査法人

第3条（本株式移転に際して交付する株式およびその割り当て）

1. 乙は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる日の前日の最終（以下、「基準時」という。）の甲の株主名簿に記載または記録された甲の株主（以下、「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式移転に際して、本割当対象株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

#### 第4条（乙の資本金および準備金に関する事項）

乙の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額

100,000,000円

- (2) 資本準備金の額

25,000,000円

- (3) 利益準備金の額

0円

#### 第5条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下、「乙の成立の日」という。）は、平成30年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

#### 第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権およびその割当て）

1. 乙は、本株式移転に際して、甲が発行している第1回新株予約権（その内容は、別紙2「甲第1回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下、「甲第1回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、甲第1回新株予約権に代わり、基準時における甲第1回新株予約権の総数と同数の乙の第1回新株予約権（その内容は、別紙3「乙第1回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下、「乙第1回新株予約権」という。）を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際し、乙の成立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載または記録された甲第1回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する甲第1回新株予約権1個につき、乙第1回新株予約権1個を割り当てる。

#### 第7条（本計画承認株主総会）

甲は、平成30年6月22日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲は、当該株主総会の開催日を変更することができる。

## 第8条（株式上場）

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。

## 第9条（株主名簿管理人）

乙の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

## 第10条（事情変更）

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産または経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、または本株式移転を中止することができる。

## 第11条（本計画の効力）

本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合、乙の普通株式の東京証券取引所への上場について東京証券取引所の承認が得られなかった場合または本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかった場合は、その効力を失う。

## 第12条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

平成30年5月21日

大阪市淀川区塚本一丁目15番27号

ダイヤモンド電機株式会社

代表取締役社長 小野 有理

印

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当会社は、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社と称し、英文では、DIAMOND ELECTRIC HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

第2条（目 的）

1. 当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

（1）変圧器ならびに特殊変圧器、自動車電装部品およびこれに付随する電機器具一式の製造販売

（2）冷暖房機器、給湯器、ボイラー等の電子制御装置ならびに着火装置および電磁弁の製造販売

（3）通信機器、医療用機器、その他産業機器の電子部品の製造販売

（4）エレクトロニクス製品および各種電子部品の製造販売

（5）その他の機器、同部品の製造販売

（6）前各号に附帯関連する調査、企画、設計、監理、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売

（7）損害保険代理業

（8）上記各号に附帯関連する一切の事業

2. 当会社は、前項各号およびこれに附帯関連する一切の事業を営むことができる。

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を大阪市に置く。

第4条（機 関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査等委員会

3. 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1,460万株とする。

### 第7条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

### 第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

### 第10条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### 第11条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第12条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託

し、当会社において取り扱わない。

### 第3章 株主総会

#### 第13条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### 第14条（開催場所）

当会社は、大阪市、または隣接都市で株主総会を開催する。

#### 第15条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### 第16条（招集権者および議長）

1. 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、取締役社長が議長になる。
2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

#### 第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### 第18条（決議の方法）

1. 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第19条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第20条（員 数）

1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

### 第21条（選任方法）

1. 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### 第22条（任 期）

1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### 第23条（代表取締役および役付取締役）

1. 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
2. 当会社は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

### 第24条（招集権者および議長）

1. 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、取締役社長が議長になる。
2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

### 第25条（取締役会の招集通知）

1. 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

## 第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第27条（取締役会規則）

当会社の取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

## 第28条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第29条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

## 第30条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

# 第5章 監査等委員会

## 第31条（監査等委員会の招集通知）

当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

## 第32条（監査等委員会規則）

当会社の監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

### 第33条（選任方法）

1. 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

### 第34条（任期）

1. 当会社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会時において再任されたものとみなす。

### 第35条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

### 第36条（会計監査人との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第7章 計 算

### 第37条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### 第38条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第39条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

### 第40条（配当金の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
2. 未払いの期末配当金および中間配当金には、利息を付けないものとする。

## 附則

### 第1条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成31年3月31日までとする。

### 第2条（最初の取締役の報酬等）

1. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、年額500,000,000円以内とする。
2. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額70,000,000円以内とする。
3. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の株式報酬型ストックオプションとして取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は、本条第1項および第2項の報酬等の額の範囲内とし、その内容は以下のとおりとする。

#### （1）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当会社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式」という。）は400株とする。

なお、当会社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なきには、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当会社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当会社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

#### （2）新株予約権の上限

200個を当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権の数の上限とする。ただし、当会社の成立

の日以降において、上記（１）に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

（３）新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価格を払込金額とする。なお、当該払込金額は、同額の当会社に対する報酬債権と相殺するものとする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額１円に付与株式数を乗じた金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日後２年を経過した日から割当日後７年を経過する日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当会社または当会社子会社の取締役、執行役員および従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存在する場合は、地位喪失後１２か月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）に限り権利行使をなしうるものとする。

その他の権利行使条件は、当会社取締役会が定めるものとする。

（７）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当会社取締役会の承認を要するものとする。

（８）新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（９）新株予約権のその他の情報

上記（１）から（８）の細目および新株予約権に関するその他内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

### 第３条（附則の削除）

本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

甲第 1 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

ダイヤモンド電機株式会社第 1 回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は400株とする。

ただし、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり 436,000円

なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と、新株予約権の払込金額の払込債務を相殺するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。
5. 新株予約権を行使することができる期間  
平成31年7月11日から平成36年7月10日まで。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
8. 新株予約権の取得条項
  - (1) 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
    - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
    - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
    - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
    - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設

## ける定款の変更承認の議案

- (2) 新株予約権者が、下記「10. 新株予約権の行使の条件」の(1)(2)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

### 9. 端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

### 10. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合は地位喪失後12カ月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）に限り権利行使をなしうるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

### 11. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合

併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記 8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記 10. に準じて決定する。

12. 新株予約権の割当日

平成 29 年 7 月 10 日

## 乙第 1 回新株予約権の内容

### 1. 新株予約権の名称

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社第 1 回新株予約権

### 2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は400株とする。

ただし、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

### 3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込の要否

金銭の払込みを要しない。

### 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成31年7月11日から平成36年7月10日まで。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

(1) 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (2) 新株予約権者が、下記「10. 新株予約権の行使の条件」の (1) (2) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

#### 9. 端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 10. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由の存する場合は地位喪失後12カ月以内（ただし、権利行使期間内に限る。）に限り権利行使をなしうるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 11. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合

併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記 2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記 (3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記 8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記 10. に準じて決定する。

12. 新株予約権を交付する日

平成30年10月1日

### 3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 株式移転の対価に関する定めの相当性に関する事項

##### ①交付する株式数の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独の株式移転によって持株会社（完全親会社）を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、当社の株主の皆様の不利益を与えないことを第一義として、当社の株主の皆様の所有する当社の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

この結果、持株会社の発行する株式数は3,608,244株となる予定ですが、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、当社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取により取得する自己株式を含みます。）については、本株式移転の効力発生に先立ち消却する予定であり、持株会社の普通株式は割当交付されません。

##### ②資本金および準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金の額および準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模ならびに資本政策等に照らして相当であると判断しております。

#### (2) 株式移転に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

本株式移転に際し、当社の新株予約権者に対して、その有する新株予約権に代わり交付する持株会社の新株予約権の内容は、当社の新株予約権とほぼ同一の内容のものであり、交付する数も同一であることから、株式移転に係る新株予約権の定めは相当であると判断しております。

#### (3) 株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

4. 持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる候補者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位および担当                                                                                               |                                                                                                                                                                                     | (1) 所有する当社の株式の数<br>(2) 割り当てられる株式移転設立完全親会社の株式の数 |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| おの ゆうり<br>小野 有 理<br>(昭和49年11月3日生)     | 平成17年5月<br>平成27年4月<br>平成28年6月<br>平成28年10月<br>平成29年6月                                                     | ユーリズムコンサルティング代表<br>NST株式会社代表取締役社長<br>当社代表取締役社長<br>当社代表取締役社長 CEO<br>当社代表取締役社長 CEO兼グループCEO<br>(現任)                                                                                    | (1) 7,200株<br>(2) 7,200株                       |
| まえ た ま す み<br>前田 真 澄<br>(昭和29年7月13日生) | 昭和48年3月<br>平成7年2月<br>平成9年6月<br>平成11年4月<br>平成19年4月<br>平成20年4月<br>平成25年4月<br>平成26年6月<br>平成28年6月<br>平成29年6月 | 当社入社<br>取締役<br>取締役 電子機器事業部長<br>常務取締役 電子機器事業部長<br>常務取締役執行役員 営業副本部長<br>(兼) 技術副本部長<br>常務取締役執行役員 電子機器事業本部長<br>常務取締役執行役員総務本部長 (兼)<br>企画/広報/法務/TQM管掌<br>顧問<br>専務取締役<br>取締役 専務執行役員COO (現任) | (1) 14,000株<br>(2) 14,000株                     |

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略歴、地位および担当                                                                                                |                                                                                                                                                       | (1) 所有する当社の株式の数<br>(2) 割り当てられる株式移転設立完全親会社の株式の数 |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| は せ が わ じゅん<br>長 谷 川 純<br>(昭和35年4月6日生) | 平成元年4月<br>平成5年9月<br>平成11年6月<br>平成13年3月<br>平成20年4月<br>平成26年4月<br>平成26年10月<br>平成28年6月<br>平成29年4月<br>平成30年4月 | 日本生命保険相互会社入社<br>産興運輸株式会社入社<br>ミドリ電化株式会社入社<br>当社入社<br>総務部長<br>管理本部副本部長（兼）総務労安部長<br>監査室長<br>常務取締役<br>常務取締役 国内関係会社及び内部統制担当<br>取締役 常務執行役員CCO及び 内部統制担当（現任） | (1) 1, 200株<br>(2) 1, 200株                     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。  
2. 所有する当社株式の数については、株式分割の効力発生日（平成30年4月1日付）のものです。

## 5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                             |                                                                                                                   | (1) 所有する当社の株式の数<br>(2) 割り当てられる株式移転設立完全親会社の株式の数 |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| いり え まさ たか<br>入 江 正 孝<br>(昭和30年10月26日生) | 昭和54年4月<br>平成11年8月<br>平成24年4月<br>平成26年11月<br>平成28年9月<br>平成29年6月 | 和光証券株式会社(現みずほ証券株式会社) 入社<br>株式会社和光経済研究所(現株式会社日本投資環境研究所) 出向<br>当社入社<br>新潟ダイヤモンド電子株式会社出向<br>当社社長室長<br>当社取締役監査等委員（現任） | (1) 2, 000株<br>(2) 2, 000株                     |

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                             |                                                                                            | (1) 所有する当社の株式の数<br>(2) 割り当てられる株式移転設立完全親会社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| よしだ たかし<br>吉田 夢佳志<br>(昭和18年11月13日生)                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 昭和41年4月<br>昭和41年12月<br>昭和49年7月<br>平成26年5月<br>平成28年6月<br>平成29年6月 | 大東プレス工業株式会社入社<br>同社専務取締役<br>同社代表取締役社長<br>同社代表取締役会長（現任）<br>当社取締役<br>当社取締役監査等委員（現任）          | (1) 0株<br>(2) 0株                               |
| <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>大東プレス工業株式会社 代表取締役会長<br/>一般社団法人日本自動車部品工業会 副会長（兼）関西支部長<br/>一般社団法人大阪金属プレス工業会 相談役</p> <p>【候補者選任理由】</p> <p>吉田夢佳志氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏が企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していること、及び現在当社の監査等委員である取締役を務めており当社の経営体制に精通していることから、当該職務を適切に遂行いただくことが期待できるためです。</p>                                                            |                                                                 |                                                                                            |                                                |
| おか もと がく<br>岡本 岳<br>(昭和43年4月2日生)                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 平成8年4月<br>平成16年3月<br>平成22年4月<br>平成28年6月<br>平成29年6月              | 弁護士名簿登録<br>池田法律事務所入所<br>岡本岳法律事務所所長<br>岡本・豊永法律事務所<br>共同パートナー（現任）<br>当社取締役<br>当社取締役監査等委員（現任） | (1) 0株<br>(2) 0株                               |
| <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>岡本・豊永法律事務所 共同パートナー<br/>大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 委員<br/>近畿弁護士連合会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会 委員<br/>バイオ・サイト・キャピタル株式会社 社外取締役</p> <p>【候補者選任理由】</p> <p>岡本岳氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏が弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有していること、及び現在当社の監査等委員である取締役を務めており当社の経営体制に精通していることから、当該職務を適切に遂行いただくことが期待できるためです。</p> |                                                                 |                                                                                            |                                                |

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                     | (1) 所有する当社の株式の数<br>(2) 割り当てられる株式移転設立完全親会社の株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| ふる かわ まさ かず<br>古 川 雅 和<br>(昭和29年9月25日生)                                                                                                                                                                       | 平成8年6月 株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行) 灘支店長<br>平成10年11月 同行寝屋川支店長<br>平成11年4月 同行寝屋川支店長兼香里支店長<br>平成13年4月 同行法人審査第3部上席審査役<br>平成13年7月 同行洲本支店長兼法人営業部長<br>平成15年7月 銀泉株式会社出向、損害保険神戸営業第2部長<br>平成24年4月 同社常務執行役員神戸支店長兼神戸法人営業第1部長<br>平成26年6月 同社常勤監査役<br>平成29年6月 当社取締役監査等委員(現任) | (1) 0株<br>(2) 0株                               |
| <b>【重要な兼職の状況】</b><br>重要な兼職はありません。<br><b>【候補者選任理由】</b><br>古川雅和氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏が銀行において長年金融業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していること、及び現在当社の監査等委員である取締役を務めており当社の経営体制に精通していることから、当該職務を適切に遂行いただくことが期待できるためです。 |                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 所有する当社株式の数については、株式分割の効力発生日(平成30年4月1日付)のものであります。
3. 入江正孝氏を除く各候補者は、社外取締役候補者であります。
4. 吉田夢佳志氏の当社における監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 岡本岳氏の当社における監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 古川雅和氏の当社における監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
7. 持株会社は、入江正孝氏を除く各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

6. 持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

| 名 称     | 仰 星 監 査 法 人                                                                                                                                                           |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務 所   | <p>&lt;主たる事務所&gt;<br/>東京都千代田区九段南三丁目3番6号麹町ビル</p> <p>&lt;従たる事務所&gt;<br/>大阪市中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング<br/>愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号名古屋クロスコートタワー<br/>石川県金沢市兼六元町11番25号</p>       |
| 沿 革     | <p>平成2年9月北斗監査法人設立</p> <p>平成11年10月東京赤坂監査法人と合併、東京北斗監査法人に名称変更</p> <p>平成18年10月監査法人芹沢会計事務所と合併、仰星監査法人に名称変更</p> <p>平成23年7月明澄監査法人と合併</p> <p>平成26年7月明和監査法人と合併</p> <p>現在に至る</p> |
| 概 要     | <p>&lt;出資金&gt; 142,000千円</p> <p>&lt;構成人員&gt; 社員（公認会計士） 41名（うち代表社員20名）<br/>職員（公認会計士） 144名<br/>（試験合格者） 47名<br/><u>（その他） 33名</u><br/>計265名</p>                           |
| 国 際 業 務 | Nexia International(ネクシア・インターナショナル)に加盟                                                                                                                                |
| 関 与 会 社 | 319社                                                                                                                                                                  |

以 上

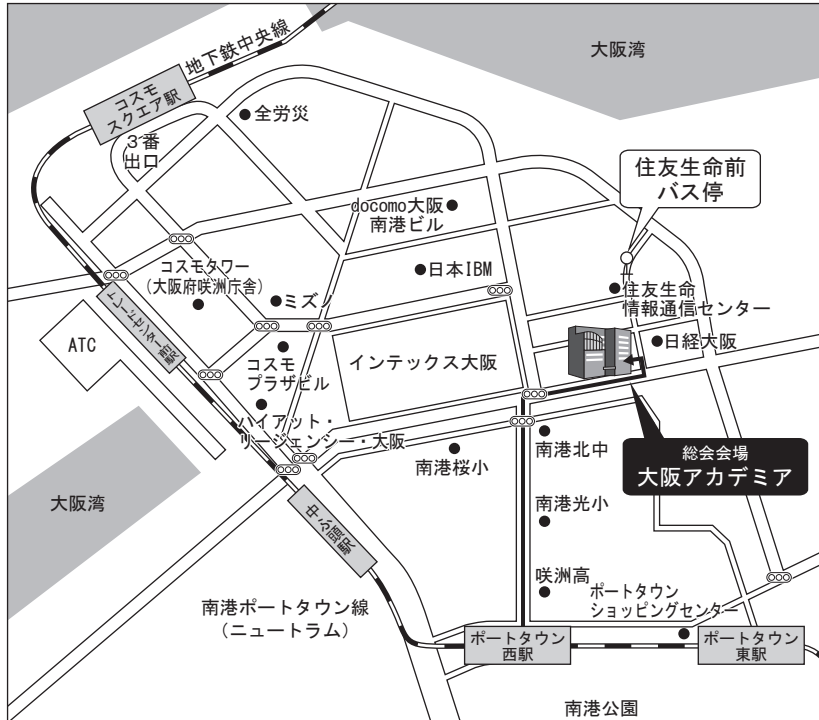
## 株主総会会場ご案内図

大阪アカデミア

2階 グランドホール

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目3番5号

T E L : 06-6612-7733



○地下鉄中央線「コスモスクエア」駅、無料シャトルバス2番のりばより直通5分

○地下鉄中央線「コスモスクエア」駅、サークルバス(100円前払い)3番のりばより住友生命前下車、徒歩3分

○南港ポートタウン線「ポートタウン西」駅より、徒歩約10分

◎株主総会にご出席される株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、お土産の配布は取りやめさせて頂いております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。